

最上小国川清流未来振興機構設置要綱

(設置)

第1条 最上小国川の治水対策による地域の安全安心の確保、内水面漁業の振興等による産業振興及び地域資源を活用した交流促進による観光振興により、最上小国川流域の地域づくりの推進を図るため、最上小国川清流未来振興機構（以下「機構」という。）を置く。

(事業)

第2条 機構は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事務及び事業を行う。

- (1) 最上小国川流域の新たな魅力や価値の創造を推進するため、最上小国川清流未来振興計画の策定及び機構を構成する団体等が実施する活動や事業に関する調整
- (2) 広報に関する事業
- (3) その他機構の目的を達成するために必要な事業

(組織)

第3条 機構は、前条の目的に賛同する次に掲げる団体で組織する。

- (1) 最上町、舟形町、小国川漁業協同組合及び山形県
- (2) 最上町又は舟形町に存する地域振興に主体的に取り組む団体

(委員)

第4条 機構の委員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠又は増員された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(本部長)

第5条 機構に本部長を置く。

2 本部長は、委員の互選により定める。
3 本部長は、機構を代表し、その事務を総理する。
4 本部長に事故があるとき又は本部長が欠けたときは、本部長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(監事)

第6条 機構に監事2人を置き、委員の互選により定める。

(代表者会議)

第7条 機構の代表者会議は、本部長が招集する。

2 本部長は、前項の代表者会議の議長となる。
3 第1項の代表者会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。
4 代表者会議の議事は、議長以外の出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
5 委員は、やむを得ない場合は、代理人を出席させることができる。
6 本部長は、必要に応じて、委員以外の者に代表者会議への出席を求めることができる。

(議決事項)

第8条 代表者会議は、この要綱に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 予算及び事業計画
 - (2) 決算及び事業報告
 - (3) その他本部長が特に必要と認める事項
- (部会)

第9条 代表者会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、本部長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから本部長が指名する。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故あるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 代表者会議は、その定めるところにより、部会の議決をもって代表者会議の議決とすることができる。
- 7 部会長は、前項の議決事項を代表者会議に報告するものとする。
- 8 第7条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条第1項、第2項及び第6項中「本部長」とあるのは「部会長」と、同条第3項、第4項及び第5項中「委員」とあるのは「当該部会に属する委員」と読み替えるものとする。

(幹事会)

第10条 機構に幹事会を置く。

- 2 機構の効果的かつ効率的な運営を行うため、幹事会は、別表第2に掲げる幹事をもって組織する。
- 3 幹事長は、最上総合支庁総務企画部総務課連携支援室長をもって充てる。
- 4 幹事長に事故あるときは、幹事会に属する幹事のうちから幹事長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 5 幹事長は、次条第3項の事務局長を兼務する。

(事務局)

第11条 機構に事務局を置く。

- 2 機構の事務の連絡調整を図るため、事務局は、別表第3に掲げる事務局員をもって組織する。
- 3 事務局長は、本部長の命を受けて事務局の事務を掌理する。

(庶務)

第12条 機構の庶務は、最上総合支庁総務企画部総務課連携支援室において処理する。

(負担金)

第13条 機構の経費は、最上町、舟形町、小国川漁業協同組合及び山形県の負担金をもって充てる。

- 2 前項の負担金の額は、代表者会議の議決を経て定める。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、機構の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月30日から施行する。

この要綱は、平成28年4月26日から施行する。

この要綱は、平成29年4月20日から施行する。

この要綱は、平成30年4月26日から施行する。

別表第1（第4条関係）

所属	職名	摘要
最上小国川流域産地協議会	会長	
最上町	町長	
舟形町	町長	
最上町議会	議長	
舟形町議会	議長	
小国川漁業協同組合	代表理事組合長	
山形県	最上総合支庁長	
山形県	農林水産部長	
山形県	県土整備部長	
もがみ中央農業協同組合	代表理事組合長	
最上広域森林組合	代表理事組合長	
川の駅ヤナ茶屋もがみ	代表	
もがみ南部商工会	会長	
瀬見温泉旅館組合	組合長	
赤倉温泉観光協会	会長	
最上町観光協会	会長	
舟形町振興公社	社長	
最上町区長会	会長	
舟形町連合町内会	会長	
山と川の学校	理事長	
川山を愛する会	会長	
最上町土地改良区	理事長	
舟形町土地改良区	理事長	
最上町教育委員会	教育長	
舟形町教育委員会	教育長	

オブザーバー

所属	職名	摘要
林野庁東北森林管理局山形森林管理署最上支署	支署長	
国土交通省東北地方整備局新庄河川事務所	技術副所長	

別表第2（第10条関係）

所属	職名	摘要
最上総合支庁総務企画部総務課連携支援室	室長	幹事長
最上町農林課	課長	
最上町交流促進課	課長	
最上町建設課	課長	
舟形町農業振興課	課長	
舟形町まちづくり課	課長	
舟形町地域整備課	課長	
小国川漁業協同組合	副組合長	
山形県最上総合支庁産業経済部地域産業経済課	課長	
山形県最上総合支庁建設部河川砂防課 最上小国川流水型ダム建設室	室長	
山形県農林水産部農政企画課	課長	
山形県農林水産部水産振興課	課長	
山形県国土整備部管理課県土強靭化推進室	企画主幹	
山形県国土整備部河川課	参事（兼）課長	

別表第3（第11条関係）

所属	職名	摘要
山形県最上総合支庁総務企画部総務課連携支援室	室長	事務局長
最上町農林課	課長補佐	
最上町交流促進課	課長補佐	
最上町建設課	課長補佐	
舟形町農業振興課	課長補佐	
舟形町まちづくり課	課長補佐	
舟形町地域整備課	課長補佐	
小国川漁業協同組合	副組合長	
山形県最上総合支庁総務企画部総務課連携支援室	室長補佐	
山形県最上総合支庁産業経済部地域産業経済課	産業振興専門員	
山形県最上総合支庁建設部河川砂防課 最上小国川流水型ダム建設室	室長補佐	
山形県農林水産部農政企画課	課長補佐（企画担当）	
山形県農林水産部水産振興課	課長補佐（技術担当）	
山形県国土整備部管理課県土強靭化推進室	室長補佐	
山形県国土整備部河川課	課長補佐（ダム担当）	